

FAQ

	分類	質問内容	ご回答
1	スケジュール	標準仕様書【第 1.0 版】が策定されましたが、令和 3 年夏以降はどのような更新が見込まれますか。	<p>令和 4 年夏までに【第 1.0 版】版を改定する予定です。【第 1.0 版】版策定後、少なくとも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁における、データ要件・連携要件等の整理を受けた見直し ・地方団体やベンダからの意見を踏まえた標準仕様書の見直し <p>等を行いたいと考えています。</p>
2	全体事項	税務システムの標準化に際し、財政的な支援はありますか。	地方団体のシステム移行のために、令和 2 年度第 3 次補正予算として、デジタル基盤改革支援基金（自治体情報システムの標準化・共通化分）が 1,509 億円計上されているのでご活用ください。
3	全体事項	自団体のシステムが標準仕様書に準拠しているかどうかの判定は、どのように行われるのでしょうか。	いつの時点の標準仕様書に準拠している必要があるのか、また、その確認方法や経過措置の設定の有無等については、総務省自治行政局やデジタル庁をはじめとした関係部署とも調整のうえ、今後、検討を進めてまいります。
4	全体事項	ガバメントクラウドの検討状況やその内容はどのようになっていますか。	<p>ガバメントクラウドは、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に登録されたクラウドサービスの中からデジタル庁が、データセンタの国内要件等技術的要件を満たすものを調達することとされています。</p> <p>令和 3 年度及び 4 年度において、地方団体が安心して利用できるよう、先行事業を通じて非機能要件や費用対効果を検証する等を行うこととされています。</p>
5	標準仕様書の内容	収滞納管理について、デジタルガバメント実行計画においては標準化の対象範囲（17 業務）には含まれていませんが、課税業務と同様、法的に標準仕様書への準拠義務が生じますか。	<p>固定資産税など 4 税目に関する収滞納管理機能については、標準化対象事務として政令に規定することを想定しています。</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 8 条の規定では、標準化対象事務を処理する情報システムは標準化基準に適合しなければならないこととされており、収滞納管理についても標準仕様書への準拠義務が生じるほか、移行期限や財政措置等についても「17 業務」と同様の取扱いになると考えています。</p>

6	標準仕様書の内容	事業所税など標準化の対象となっていない税目については、標準仕様書との関係はどう捉えたら良いですか。対象外の税目のシステム調達については各地方団体の判断で標準準拠システム外のシステムを調達することとなりますか。	「標準化の対象外」の税目に係る要件等については、標準準拠システムとは別に構築してアドオンするか、標準準拠システム外のシステムとして構築することになるものと考えており、その調達の仕方は地方団体の裁量によるものと認識しています。
7	標準仕様書の内容	標準仕様書の対象外にしているサブシステムの調達については、各地方団体の判断で標準準拠システム外のシステムを調達することとなりますか。	固定資産税の土地・家屋の評価システムや、課税イメージファイリングシステム、電話催告システムなどは標準化の対象外としています。 これらシステムに係る要件は「標準化の対象外」であるため、標準準拠システムとは異なるシステムとして、必要な要件を実装しても問題なく、調達も地方団体の裁量によるものと認識しています。 なお、業務効率化のために導入が考えられる RPA や AI/OCR などについても同様です。
8	標準仕様書の内容	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの収滞納の一元化をしている場合、当該科目に必要な機能の調達はどのようにしたらよいですか。	左記のような科目の収滞納業務の一元化に必要な機能も「標準化の対象外」であるため、調達は地方団体の裁量によるものと認識しています。
9	標準仕様書の内容	指定金融機関や収納代行業者、財務会計システムとのデータ授受について、地方団体独自の運用についてはどのように対応したらよいですか。	指定金融機関やコンビニ収納などの収納代行業者、財務会計システムとのデータ授受の具体的な方法については、それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくという認識ですが、税務システムと外部システムとの連携方法については、デジタル庁において、API 連携等、必要な連携ができるようにする方向で連携要件を検討していると聞いています。
10	標準仕様書の内容	大量印刷・発送する帳票（当初課税時の納入通知書等）の印刷のソート順や山分けについてはどのように対応したらよいですか。	大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託事業者との取り決めや同封物の封入の有無など、それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくという認識です。

11	標準仕様書の内容	<p>税務システム等標準化検討会（第 1 回）において、「画面表示（画面遷移等）・専ら操作性」にかかる要件は標準化対象外になっていますが、どのようなものが該当しますか。</p>	<p>左記に示す要件は、カスタマイズの要因やデータ移行の阻害要因になっているとは考えにくいため、標準化の対象外としており、具体的には、以下のようなものを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象者特定後、詳細情報表示をワンクリックで確認できるなどの画面表示に係る要件 ➤ 処理に注意が必要な対象者を色やポップアップで注意喚起するなどのユーザーインターフェースに係る要件 ➤ アプリケーション・画面を同時に複数起動できる、マウス操作だけでなくファンクションキーなどによって入力できるなどの操作性に係る要件
12	標準仕様書の内容	<p>各地方団体が条例に定める独自の事務がある場合、どのように対応すればよいですか。</p>	<p>独自事務のために必要な機能については、標準準拠システムにおいてパラメータ処理で可能とすることや、標準準拠システムとは別に構築して情報連携できるようにアドオンすることにより実現することとし、標準準拠システムに対するカスタマイズを行わないように工夫する予定です。</p> <p>そのような工夫を行ってもなお、標準準拠システムに対して改変を行うことについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 8 条第 2 項において、標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、互換性が損なわれない限りにおいては必要最小限度の改変や追加を行うことができますが、統一・標準化の趣旨から言えば、極力、それを避けるべきであると考えています。</p>
13	標準仕様書の内容	<p>今後、「標準仕様書に関連する記載が全くないが、運用上必要となる機能」が生じた場合、標準仕様書にない機能の追加は認められますか。その場合、どこまで認められるのか、具体的な範囲は示されますか。</p>	<p>税務システムの標準化においては、原則、パッケージベンダーが標準仕様書の機能等に準拠したパッケージを開発し、自らの団体に最適なものを選択して使用するものです。</p> <p>ご懸念のような状況が発生しないよう、関係者が集まって議論する形をとっているものであるため、引き続き、丁寧に議論してまいります。</p>
14	標準仕様書の内容	<p>パッケージベンダーより提供されるシステムが標準仕様に準拠しているかどうかは、どのように確認したらよいですか。</p>	<p>準拠性の確認方法については、地方税に限らず、全業務に関わる話であるため、デジタル庁や総務省自治行政局とも調整していきます。</p>

15	標準仕様書の内容	パッケージによっては法人住民税の収納が課税側に実装されていたり、督促を滞納管理システムで行うことなども想定されますが、標準仕様書で定義される要件どおりに標準準拠パッケージが開発されるということでしょうか。	左記のような実装上の違いは認識しており、標準仕様書の要件が充足していれば、実現するパッケージの製品体系は問いません。
16	標準仕様書の内容	税務システムにおける宛名管理の要件定義は行われますか。	税務として管理すべき宛名管理に必要な管理項目等は標準仕様書の共通要件に記載しています。 また政府全体では、デジタル庁が中心となって、全業務横断の検討を行う予定です。
17	標準仕様書の内容	地方団体によっては、総合窓口による住民サービスを行っており、住民票や課税・納税にかかる証明を一つの画面から実施しています。このような窓口形態に必要な機能はどのように対応したらよいですか。	総合窓口における証明書発行一元化機能などについては標準化の対象外であり、当該機能の導入は、標準準拠システムとは異なるシステムとして、それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくという認識です。
18	標準仕様書の内容	税務システムから17業務以外の庁内の既存システムとのデータ連携がある場合、どのように対応したらよいですか。	庁内の17業務以外の既存システムとの連携方法については、連携要件をデジタル庁において検討しており、税務システムと庁内の既存システムとの連携方法については、デジタル庁において、API連携等、必要な連携ができるようにする方向で連携要件を検討していると聞いています。
19	標準仕様書の内容	現行システムで利用している内部帳票が標準仕様書にない場合、どのように対応したらよいですか。	標準仕様書に定義される帳票で業務を運用していただく想定ですが、必要に応じて、標準化対象外とされた内部帳票をEUCツールにてデータ出力していただくことは差支えありません。
20	標準仕様書の内容	実装してもなくても良い機能は、調達時に地方団体が求めてもよい機能ですか。 どのベンダも当該機能を実装せず、大規模団体にとって必須の機能を満たすことができない状況が発生する可能性を懸念しています。	税務システムの標準化においては、原則、パッケージベンダーが標準仕様書の機能等に準拠したパッケージを開発し、地方団体は、自らの団体に最適なものを選択して使用します。「実装してもなくても良い機能」についても、パッケージベンダーが自ら解釈し、機能を実装するかどうかの判断を行うものとされています。 ご懸念のような状況が発生しないよう、関係者が集まって議論するかたちをとっており、引き続き、丁寧に議論してまいります。

21	標準仕様書の内容	課税資料チェックなどのエラーやアラート内容は地方団体によって差異が大きく、網羅的に定義するのは困難ではないでしょうか。	エラー・アラートに係る要件については、その概要のみを記載し、突合対象項目などの詳細までは標準仕様書に定義せず、参考資料として詳細条件を添付しています。 地方団体においては、システムに実装されたエラー・アラート機能を活用いただきますが、各団体の組織体制・業務状況等に応じて、エラー及びアラートの発出有無の選択や、エラーかアラートかの切替えを可能とする予定です。
22	標準仕様書の内容	様式のレイアウトに合わせて、サイズ等を規定する予定はありますか。（電子申請・申告を整備したとしても、地方税の申告においては、納税者が紙による手続きを選択することも多いと考えているため）	レイアウトを規定する外部帳票については、標準仕様書において、サイズを規定しています。基本的にはA4縦としていますが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4横等としています。
23	標準仕様書の内容	標準仕様書において、住民記録システムや国民健康保険、介護保険など、情報連携が必要な他システムとのデータ連携に関する標準仕様は示されますか。	17業務のデータ要件・連携要件については、令和3年度にデジタル庁で整理することとなっています。地方税にあつては、当該要件の整理に従い、今後、【1.0】版の改定を行う予定です。
24	非機能	税務システムのオンラインやバッチ処理の性能はどのように担保されますか。	オンラインリクエスト件数や通常時オンラインレスポンスタイム、バッチ処理件数や通常時バッチレスポンス順守度合いなどを指標とした非機能要件は、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとし、税務システムにおいてもこれらを満たす必要があります。
25	非機能	税務システムはマイナンバー系の事務であるため、二要素認証などの要件は定義されますか。	セキュリティについても、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとし、税務システムにおいてもこれらを満たす必要があります。 なお、当該標準非機能要件については、令和4年夏までに、必要に応じて拡充することとされています。
26	公開後の運用・改訂	共通納税システムや税額通知の電子化など、大規模なシステム改修が見込まれるものは標準化との関係はどのようになりますか。	不整合が生じないよう、標準仕様書にも随時反映していく予定です。

27	公開後の運用・改訂	税制改正や運用上の理由から、標準仕様書に機能等の記載追加が必要となった場合の手続きを教えてください。	税制改正や BPR に伴う業務フローや機能要件等の変更が行われることも想定されますが、地方団体の意見を伺いながら迅速に対応する仕組みを今後検討するなど、しっかりと対応していく所存です。
28	公開後の運用・改訂	機能要件・帳票要件などの内容・解釈に疑義が生じた際、地方団体からは、どのような手段でどこに問い合わせを行う想定ですか。	統一・標準化の取組は地方団体の意見を伺いながら、地方団体と一緒に進めていく必要があると認識しており、問い合わせ対応の仕組みを検討するなど、しっかりと対応していく所存です。
29	標準仕様書の内容	指定都市の帳票に係る要件（帳票要件、印字項目・諸元表、帳票レイアウト）はどのように定義されていますか。	【第 1.0 版】では、指定都市会から意見のあった要件を中心に検討し、結果を標準仕様書に取り纏めています。特に【第 1.0 版】では、指定都市の帳票に係る要件として、8-1_帳票要件（指定都市）_個人住民税、各税目の機能要件（指定都市）「帳票出力全般」に取り纏めています。